

# 不燃ごみ分別処理業務仕様書

## 1 適用及び目的

本仕様書は、那覇市・南風原町環境施設組合（以下「発注者」という。）が発注する「不燃ごみ分別処理業務委託」に適用する。破碎選別施設の安定稼働及び破碎鉄の安全性・品質向上を目的とし、必要な事項を下記のとおり定める。

## 2 業務名 令和8年度 不燃ごみ分別処理業務委託

## 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 履行場所

南風原町字新川 641 番地 エコマール那覇プラザ棟 2F ([別紙 A]参照)

## 5 不燃ごみ年間想定処理量：1,983 t

令和8年度作業日数：258日（土日、12月30日～1月3日は休み）

1日当たり想定処理量： $205 \text{ t} \div 21 \text{ 日} = 9.7 \text{ t}$ （※最大搬入月(12月)から算出）

## 6 業務の内容及び方法

(1) [別紙 A]の履行場所において、次のとおり作業を行うものとする。

イ) 不燃ごみからリチウムイオン電池製品、その他不純物の選別・分解作業等を行う。

ロ) 傘は、「ビニール・布部分」と「骨組み部分」の分解作業を行う。

ハ) 業務内容に変更が生じた場合は、その他分別・分解作業を行う。

ニ) 作業日において、処理する不燃ごみが無くなった場合は、発注者と協議の上、履行場所周辺の清掃を行う。

(2) [別紙 A]の履行場所において、施錠・開錠を行うこととし、適正に施設使用すること。

(3) 以上に関わらず、業務を進めていく中で、業務内容及び方法等について改善すべき事項が出てきたときは、協議の上改善していくものとする。

## 7 人員の配置

(1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、業務に適した人員を配置すること。

(2) 受注者は、本業務を適正に実施するために必要な人員を確保し、配置すること。

## 8 施設の使用等

- (1) 本業務は[別紙 A]の履行場所及び発注者から指定された場所で行うこと。
- (2) 本業務の実施に際し、発注者が提供した施設・設備（電気、水道、トイレを含む）については、受注者はこれを無償で使用することができる。
- (3) 受注者は、発注者が提供した施設・設備（電気、水道、トイレを含む）を用いて本業務以外の業務を行ってはならない。
- (4) 受注者は、施設・設備（電気、水道、トイレを含む）の使用にあたっては、善管注意義務を持って取り扱うものとし、トイレにおいては、月曜日から金曜日までの週 5 回清掃を行い、消耗品（トイレトーパー、石鹼、電球、清掃用具等）の調達を行うこと。

## 9 報告事項

受注者は、毎月、月報を作成し、翌月 10 日までに提出しなければならない。

## 10 遵守事項

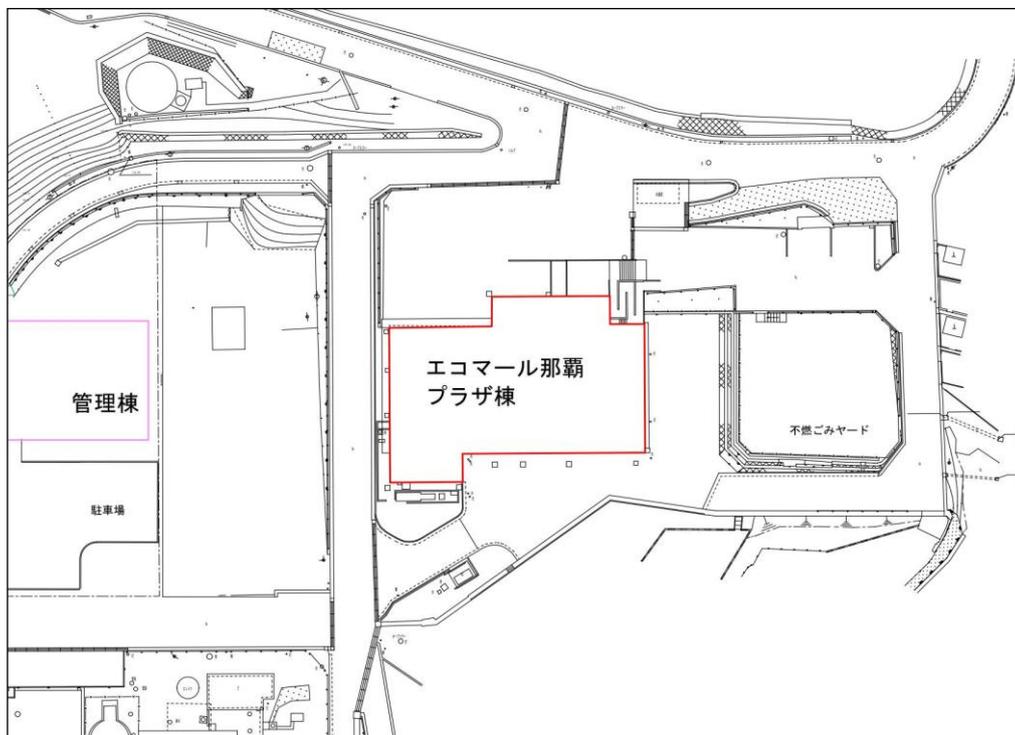
受注者は、契約の履行にあたっては、その重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業員の安全と健康を確保するよう努めること。
- (2) 業務の実施に際しては、不燃ごみヤード又はプラザ棟 2 F の容量を超えるごみが蓄積することがないように留意し、次回の那覇市及び南風原町の不燃ごみ搬入日までには滞留がないよう処理するものとする。但し、ごみが平均的な搬入量を超え多量に搬入された場合等はこの限りでない。
- (3) 選別施設の作業にあたっては、施設近隣住民が現に生活されていることを意識し、騒音を発生させないように特に注意すること。
- (4) 履行場所及びその周辺は常に清掃し、整理すること。また、ごみが飛散しないよう注意すること。
- (5) 停電、大雨その他事故が発生したときは、速やかに適正な措置を講じ、その状況を速やかに甲に報告すること。

## 11 その他

- (1) 作業日数は土日及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く年間 258 日とする。
- (2) 作業は 8 : 00 から 17 : 00 の間に行うものとする。
- (3) 受注者は、緊急時の連絡体制表を発注者に提出し、緊急時の連絡が図られるように連絡体制を確立すること。
- (4) この仕様書に定めがない事項については、協議してこれを定めるものとする。

【履行場所位置図(エコマール那覇プラザ棟)】



【履行場所配置図 (エコマール那覇プラザ棟 2F)】

